

農村地域工業導入資金利子補給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

農村地域工業導入資金利子補給規則等の一部を改正する規則

(農村地域工業導入資金利子補給規則の一部改正)

第1条 農村地域工業導入資金利子補給規則(昭和49年岩手県規則第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 融資機関 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第1号及び第2号の事業を併せて行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同項第8号の事業を行う農業協同組合連合会並びに農林中央金庫をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 農村地域工業導入資金 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第1項の規定に基づく実施計画において定める工業導入地区(予定地区を含む。以下同じ。)の工場用地(当該工場用地が工業再配置促進法(昭和47年法律第73号)第2条第2項の誘導地域内にある場合にあっては、原則として市町村が定める実施計画において定める工業導入地区の工場用地に限る。)の取得又は造成に要する資金をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 融資機関 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せて行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同項第10号の事業を行う農業協同組合連合会並びに農林中央金庫をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 農村地域工業導入資金 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第1項の規定に基づく実施計画において定める工業導入地区(予定地区を含む。以下同じ。)の工場用地の取得又は造成に要する資金をいう。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(大家畜経営体質強化資金利子補給規則の一部改正)

第2条 大家畜経営体質強化資金利子補給規則(平成元年岩手県規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第1号の事業を行う農業協同組合</p> <p>イ 農業協同組合法第10条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う農業協同組合連合会</p> <p>ウ [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合</p> <p>イ 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会</p> <p>ウ [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(中山間地域経営改善・安定資金利子補給規則の一部改正)

第3条 中山間地域経営改善・安定資金利子補給規則(平成6年岩手県規則第228号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 融資機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 農業協同組合法(昭和22年法律第132号) <u>第10条第1項第1号</u>に掲げる事業を行う農業協同組合</p> <p>イ 農業協同組合法<u>第10条第1項第1号及び第2号</u>に掲げる事業を併せ行う農業協同組合連合会</p> <p>ウ・エ [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 融資機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 農業協同組合法(昭和22年法律第132号) <u>第10条第1項第2号</u>に掲げる事業を行う農業協同組合</p> <p>イ 農業協同組合法<u>第10条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる事業を併せ行う農業協同組合連合会</p> <p>ウ・エ [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(認定農業者育成確保資金利子補給規則の一部改正)

第4条 認定農業者育成確保資金利子補給規則(平成10年岩手県規則第120号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 農業協同組合法(昭和22年法律第132号) <u>第10条第1項第1号</u>の事業を行う農業協同組合並びに銀行及び信用金庫をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 農業協同組合法(昭和22年法律第132号) <u>第10条第1項第2号</u>の事業を行う農業協同組合並びに銀行及び信用金庫をいう。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(新しいわて水田農業確立推進資金利子補給規則の一部改正)

第5条 新しいわて水田農業確立推進資金利子補給規則(平成12年岩手県規則第116号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 農業協同組合法(昭和22年法律第132号) <u>第10条第1項第1号</u>に掲げる事業を行う農業協同組合並びに銀行及び信用金庫をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 農業協同組合法(昭和22年法律第132号) <u>第10条第1項第2号</u>に掲げる事業を行う農業協同組合並びに銀行及び信用金庫をいう。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。